

岐阜県公報

目 次

飛驒・世界生活文化センター条例の一部を改正する条例
岐阜県ミュージアムひだ条例を廃止する条例

(人づくり文化課)
(社会教育文化課)

二二
二二

本号で公布された条例のあらまし

- 飛驒・世界生活文化センター条例の一部を改正する条例(条例第一号)
- 飛驒・世界生活文化センターの貸出施設として、新たに展示室を設けることとした。
(別表関係)
- この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県ミュージアムひだ条例を廃止する条例(条例第一号)
- 岐阜県ミュージアムひだを廃止することとした。
- この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

号 外 (一) 平 成 二 十 三 年 三 月 二 日

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火 曜 日)
(金 曜 日)

発 行 (休 日 に 当 た る)
(と き は 翌 日)

平 成 二 十 三 年 三 月 二 日

条 例

飛驒・世界生活文化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十三年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第一号

飛驒・世界生活文化センター条例の一部を改正する条例

飛驒・世界生活文化センター条例（平成十二年岐阜県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表中六の表を七の表とし、五の表の次に次の一表を加える。

六 展示室

展示室	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	区 分		金 額(円)
			午前及び午後	午後	
展示室一	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	午前及び午後	午後	七、五〇〇
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	午前及び午後	午後	一五、〇〇〇
展示室二	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	午前及び午後	午後	一、三〇〇
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	午前及び午後	午後	二二、六〇〇
展示室三	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	午前及び午後	午後	一四、八〇〇
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	午前及び午後	午後	二九、六〇〇

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

岐阜県ミュージアムひだ条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第一号

岐阜県ミュージアムひだ条例を廃止する条例

岐阜県ミュージアムひだ条例（平成十八年岐阜県条例第二十七号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月二日発行

発行者 岐阜市数田南一丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編 集

各務原市テクノプラザ一 一
ブイ・アール・テクノセンター